

第3次ノーモライゼーション 第3期障害福祉計画ヒアリング

第3次かわさきノーモライゼーション

プランの第3期（24年度～26年度）障害福祉計画策定に向けた団体ヒアリングが7月12日14：00～15：30に、れいんぼう川崎の集会所で会員8名と川崎市障害計画課から課長他5名の方が来て行われました。

1 障害福祉計画とは

○市町村は、障害者自立支援法において、「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画」（障害福祉計画）を定めなければならないとされています。○障害福祉計画では、次の事項を定めます。

- （1）各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要量の見込み
- （2）（1）の見込量を確保するための方策
- （3）地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- （4）その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の

提供体制の確保に監視必要な事項

○障害福祉計画は、3年ごとに定めます。平成18年度～平成20年度が第1期、平成21年度～平成23年度が第2期、平成24年度～平成26年度が第3期になります。

平成23年度中に、第3期障害福祉計画を策定することになります。

2 川崎市の障害福祉計画

○川崎市では、障害福祉計画と障害者基本法に基づく「障害者計画（※）」を「かわさきノーモライゼーションプラン」として一体的に策定しています。※障害者計画 市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画。

マイライフ・カワサキとして以下の項目について意見と質問しました。

- 1、障害計画について
 - （1）施設入所待機者はどのくらいいるのか。また、施設から地域生活に移行する希望者はどのくらいいるのか。
 - （2）施設入所待機者を解消するための施設増設計画について

（3）地域生活を希望する人たちのためのグループホーム・ケアホームの増設計画、市営住宅のバリアフリーと増設計画について

（4）居宅支援の利用実態（希望するサービス量が支給決定されているのか、事業者が見つからないため必要なサービスが利用できていないケースがあるかどうか）と、今後の居宅支援サービス提供量との関係について

2、在宅福祉について

- （1）移動支援
 - ①「ふれあい」と「移動支援」、および「通学・通所支援」の一本化について
 - ②単価の引き上げと、利用者負担について
- ③施設入居者の移動支援の利用について

（2）補装具・日常生活用具の改善について

- ①車椅子製作にかかるオプション費用の助成も含めた基準額の引き上げや、外国製の車いす支給をみとめるか
- ②国が除外したパソコンを、再び日常

2012年度より 障害児支援が変わります

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により、障害児支援が変わります。

① 児童の支援が児童福祉法に一元化します。

現行の児童の通所支援には、児童福祉法にもとづく通園事業（療育センターで行っている）と、自立支援法に基づく児童デイサービスがあります。（平成）24年4月1日からは、すべて「障害児通所支援」として児童福祉法に位置づけ、実施主体が市町村となります。

「障害児通所支援」には、「児童発達支援」「医療型児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」の事業となります。これらを実施する事業所は「障害児通所支援事業所」となります。

② 「通所支援事業所」は、実施内容等で2類型に

この通所支援事業を行うところは、

その機能によって2つの類型に分かれます。

今の通園施設（療育センター）でやっている児童福祉施設として位置づけられる「児童発達支援センター」と、今の児童デイサービス事業のように、「センター」までの基準は要さなくてもやっている「児童発達支援事業」とで提供できるようになります。そのうち医療型については、「児童発達支援センター」で行なうもので、治療などのできる医療機関があるところになります。

③ 「児童発達支援」のイメージとは

今回の改正は、身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場所を提供することを目的としています。対象児童は、肢体に障害がある児童、知的障害がある児童、精神障害のある児童。その際、手帳の有無は問わずに、児相や医師などによって療育の必要性が認められた児童が対象となるそうです。

④ 「児童発達支援センター」は、児童

福祉施設に位置づけられる施設です。「児童発達支援」のほかに「保育所訪問支援」「相談支援」を行います。この通所サービスを受ける際には、（平成）24年4月1日からは相談支援事業所で障害児支援利用計画を作成してもらい、その計画をもとに市町村で支給決定してもらいうことになるようです。「児童発達支援センター」では、その支援計画の作成を行う相談事業も担当することになるようです。

5 「放課後等デイサービス」とは

放課後・長期休暇期間中に、生活能力の向上のための訓練を行なうことを事業の概要として位置づけています。

《対象児童》

学校教育法に規定する学校に就学している障害児。幼稚園・大学は除く。障害児の定義は、「児童発達支援」と同じで、手帳の要件などは問わないそうです。

《定員》

定員は、現行を考慮して10人以上としています。

《提供するサービス》

「学校授業終了後または休業日において、生活能力の向上のために必要な

生活用具の対象に加えるか

（3）入院時のヘルパー派遣について 横浜市・相模原市で行っているが、川崎市では、行っていないが、今後行わないのか。

3、重度障害者医療費助成制度の維持と拡充について

4、防災計画について

（1）災害弱者のための防災（支援）計画があるか
（2）災害時に安否確認が出来るシステムはあるのか。今回の震災では、十分機能したのか。

（3）福祉避難所はどこに指定されているのか

（4）あらゆる避難所に災害弱者に配慮したブースの設置、および人的配置が確保されるように計画されているのか

5、障害者ニーズ調査について

川崎市在住の障害者全員に調査しないのか

最後に川崎市民として、市のホームページや公報での質問や意見の募集と、質問項目に対して後日回答するようお願いします。

訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与」と法律に記載されています。「放課後等デイサービス」を受けるにあたっては、相談支援事業所による計画を作ってもらうこととなります。厚生労働省の説明では、学校関係の意見を聞き入れたり、学校の先生と交流し合っってやってほしい、としています。

この記事は、7月12日に「障害のある子ども放課後保障全国連絡会」が行った厚生労働省障害児支援係との懇談 報告をまとめました。今後パブリックコメントを参考に、詳細が9月までに発表される予定です。

資料

障害者基本法が改正されました。
（障害者である子ども等への支援）
国及び地方公共団体は、障害者である子ども及びその保護者が、可能な限り地域社会におけるその身近な場所において、療育の給付その他の支援が受けられるよう必要な施策を講じなければならないこと。

明日香のたまてばこ

今日は。毎日暑いですね。私はこの暑さに、もうすでに参っています……。みなさんはどうですか？ バテずにこの夏を乗り切るのが、私の目標です。

先日6月19日に多摩区ふれあい祭りが、多摩市民館でありました。登戸ドレスメーカー学院の方々がユニバーサルファッションショーを毎年やっており、今年もモデルとして参加して来ました。毎年モデルとして協力しているの、そんなに緊張もしなくなっています。慣れって怖いですね。

今年の衣装は、私がリメイクをお願いしたポンチョでした。登山用のポンチョを、電動車椅子でかぶり易いように、私も意見を出してリメイクしてもらいました。ポンチョに限らずレインコートも、車椅子で使うには使いづらいですね。かと言って、初めから車椅子用のレインコートは、値段も高いし合うかも分からないし……。近くに相談できる、直してくれる場所があるのとても嬉しいし、心強いですよ。え。当日、朝からヘルパーさんを頼み会場へ。一日仕事です。梅雨のど真

ん中でいつも雨が多いのですが、今日は晴れました。本当に良かったです。まずはメイク&ヘアからスタートです。それも慣れたもの。初めてやってもらった時は、緊張でずつと同じ位置にいるのがとても難しかったです。慣れて来たのかあまり緊張もせずに行けるようになりました。慣れって本当に大きいですね。

本番、そんなに緊張もせずに出陣！緊張していない訳ではありませんが、特別な前へ行き、戻って来まして。これも、長年続けて来た慣れでしょうか……？ 本当にすごいです。

こんな感じで、今年も無事に終わりました。ショー終了後、栗田さんに「来年、着たい洋服を考えて」と言われてしまいました。みなさんも、モデルになってみてはどうですか？ 一度、相談だけでも行ってみて下さい。

鈴木明日香



療ね事務局便り

第11回総会報告

6月30日市民プラザで開催

（会員総数307名、内訳…本人出席61名、委任状出席131名で成立）

1、理事が改選されました。

2011年度理事のご紹介
理事長 江川文誠
副理事長 矢部久仁子・谷みどり
理事 老門泰三・大沼みい子・花井丈夫・山崎健一・和田正義

2011年度より新理事就任 松澤美也。退任 山本宜久 山本さんは、療育ねつとわーく川崎設立から、理事をされてこられました。ひまわり荘から今のサポートセンターロンドに移転の際は、不動産屋さんのご紹介や折衝などにご尽力いただきました。発足当時、福祉行政に疎いロンドのメンバーの中にあつて、唯一

福祉現場でのご経験がある方で、このあることに相談し、適切なアドバイスをいただけてきました。退任されても、相談は受けますよと、いつていただけました。これからもどうか指導よろしくお願いします。

2、2010年度報告・2011年度方針案ともに、可決しました。

今、川崎市北部では養護学校卒業後の進路先に困っています。現在ある施設はどこも一杯で、入れる余地がありません。「在宅ゼロ」施策により、無理に通所先に入っても、特に肢体不自由と知的障害の重度重複障害のある人たちにとって、スペースのゆとりも少なく、過ごしやうい場所とは言えない状態です。現に23年度の卒業生には3月1日の進路先決定が間に合わず、調整しきれない事態がおきました。そして、卒業生は今後も続いていきます。このような状況なので、何とか自分たちの生活介護施設を作り運営したいと考えます。

〈日中生活事業検討委員会での検討結果〉
1年間、日中生活事業検討委員会 で検討した結果、重度障害のある人の生活介護施設を新設し、療育ねつとわーく川崎で運営することを提案します。

〈提案理由〉

- ・現在、川崎北部地域に、重度重複の障害のある人が通える施設がないこと。
- ・川崎市の福祉計画に則った、大規模な「生活介護」施設の開設では、重度重複の障害のある人が希望する施設として不安があること。
- ・行政だけに任せるのではなく「自分たちで施設づくりを」という家族の強い意志があり、当事者家族の希望で運営を療育ねつとわーく川崎に依頼されたこと。
- ・自立支援法の下で、多機能型という小規模な施設運営が、NPO法人療育ねつとわーく川崎で可能であること。
- ・日本財団から、生活介護施設を運営する空き店舗の改装費として助成金が認められたこと。
- ・「ほつとびあ」という当事者を中心としたグループが、施設づくりの支援を約束して下さいしていること。

【施設の概要】

所在地：川崎市麻生区東百合丘2-

編集後記

7月号は、休刊になってしまいました。申し訳ありません。この間、療育ねつとわーく川崎内外ともに、たくさんの情報があふり、どれをニュースにしようかと、迷っているうちに8月になってしまいました。

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間にいて障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の基本的枠組み案が公表されました。パブリックコメントを集約した後、8～9月には詳細な内容が公表されることになっています。

この法案は、来年度24年度から施行されます。25年度に予定されている自立支援法を廃止し、新たな障害者総合福祉法ができるまでのつなぎのものとなります。

提案された主管課長会議の資料を見ると、「相談支援体制の充実」「児童期支援の強化」重要な内容を含んでいます。

それらの動きにも連動しながら、川崎では第3次ノーマライゼーションプランと障害福祉計画第3期の作成に向けて、各障害者団体等のヒヤリングが行われています。

自立支援法が施行し、多くの問題点が明らかになり、新しい制度に替わろうという時期です。当事者も支援者もこれらの動きに注目し、意見を言うべき時が来たと思います。「私たち抜きに私たちのことを決めないで」

（谷）

40-11設備…生活介護スペース・浴室・トイレ・厨房

提案者の松澤美也さんから

11回総会において、生活介護事業の承認をいただきありがとうございます。まいした。障害を持って生まれた娘との18年の日々と、いよいよ学校を卒業する年齢になったとき、通所先の受け入れが厳しい現状、そして偶然か必然か自宅のテナントスペースが空いていたこと、全てのこと重なるって、何か出来ないものかと考えてきました。資金もないし、方法も分からないし、気持ちだけでも無理なのは承知の上でした。最初は夢物語のようでしたが、谷さんはじめ皆さんのお力をいただきながら、そして同じ思いを持って来て立ち上げた、ほつとびあメンバーと勉強しながら少しずつ進めて、ここまで来たところなんです。何も無いところから始めるのは、先が見えないことでもありますが、今思っていることを、ちよつとでも形に出来たらと思っています。

年会費についてのお詫びと訂正

第11回総会議案書第7号議案の年会費改定は、今年度からではなく、来年度（2012年度）からの改定ですので、お詫びと訂正致します。あと、郵便払込取扱票・口座記号番号の印刷に一部ミスがあり、ご迷惑をおかけし申し訳ありませんでした。これからも、よろしくお願致します。

東北大震災ボランティアセンター報告

- 第1陣 3月25日 川上・山崎徹
食品や下着類、シュラフ、ストープ
- 3月28日 山田町に支援物資を届け
た第1陣の報告会
- 第2陣 4月5日 山崎徹・兼康・
谷 食品類・衣類等
- 4月13日～18日 多摩区役所アトリ
ウム「大槌町・山田町 写真展」
- 第3陣 4月22日 福田・有友・川
上・森田 春物衣類等
- 第4陣 5月3日 川上（その間数
回訪問）長靴・安全靴
- 第5陣 6月5日 山崎徹・対馬・
秋山・谷 夏物衣類等
- 第6陣 7月9日 タオルケット・
ドライヤー&歌正
- 支 援 金
101万1600円（6月1日現在）
- 購 入 物
104万9490円（一部、物品
購入で提供）下着・安全靴・長靴・
春物衣類・夏物衣類・食品（乾麺・
缶詰・レトルト）・水・お茶等

物質的支援 食品類・衣類・写真展
プリント・ガソリン代その他多数

山田町訪問記

10日の朝7時、大槌町ローソン前
に到着。ローソンは店を再開してい
た。川上さんの写真にあった、堆積



物はかなりきれいに片づ
けられていた。ひしゃげ
た車が20台ほど整然と並
べられていたりする。土
手には草も生え始めてい
た。

・今回の訪問は、歌正ラ
イブとバザール。今回は
タオルケット140枚。
くるくるドライヤー30
本、エプロン50枚などを
持って行った。

・下村さんのお誘いで、
仮設住宅にお邪魔させて
もらった。1軒は、6畳・
4畳半・キッチンという
設えか。屋根はトタン葺
き、いかにも暑そう（冬
は寒そう）これが1軒分で200万

かかるそう。仮設は2年が限度
といわれているが、壊すのに1軒
300万かかるそう。10軒長屋の
仮設住宅全体では、5000万もか
かるわけだ。それだけかけるなら、
長期に住める中層の町営住宅を建て
たほうがよいのではないだろうか。
仮設に移っても、仕事もないため、
日々の暮らしは厳しい。水光熱費は



自己負担だそう。

・川上さんと歌正は、1日早く川崎
を出発して、大松学園という障害者
施設で、ライブをした。仲介役の施
設職員の藤原さん宅に私たちもご挨拶
に伺った。

・秋になったら、山田町の被災者の
方と藤原さんをお招きして、震災
を語る会を開く予定だ。

子どもたちの支援を豊かに

―第3次ノーマライゼーションプランへの要望―

7月14日、第3次ノーマライゼー
ションプランのヒアリングが、「豊か
な地域療育を考える連絡会で開かれま
した」。幼児小学生部会からは以下の
要望を文書で提出しました。（概略）

文責 ロンド 谷みどり

第3次ノーマライゼーションプラン を立てるにあたって

・川崎市の障害児支援の考え方は、
子どもが小さい頃は、家族が見るのが
当然であるという立場に立ち、「障害
児の支援は子育て支援ではない」と明
言されてきました。そのために、幼児
期には、ヘルパー派遣等の要件が厳し
く、支援が認められてきませんでした。
支援を受けたいと福祉事務所に相談に
行っても、マニュアルに則って認めら
れないといわれたという声が多くの家
族から上がっています。

2008年、国は自立支援法の見直
しの中で、障害児支援の見直しを行い

ました。多くの障害者団体や支援者の
意見をもとに、「障害のあることが大
きな不安や負担とならないよう必要な
配慮を行い、子どもの育ちと子育てを
支えていくことが必要」と、児童期の
支援の大切さを明言し、次のような支
援の方向性を提起しています。

○特に障害のある子どもは、子どもの
時期から適切な支援を行うことが将来
の自立と自己実現につながっていくこ
とを踏まえ、子どもの将来の自立に向
けて発達を支援していくという視点が
重要である。

○支援を必要としている障害児につい
ては、入学や進学、卒業などによって、
支援を中心的に行う者が変わるため、
支援の一貫性が途切れてしまうことが
ある。子どものライフステージに応じ
て一貫して支援を行っていくという視
点が重要である。

○障害児についても、最も身近な存在
である保護者が、子育てに大きな不安

感や負担感を抱き、悩み苦しんでいる
としたら、子どもの育ちに何らかの影
響を及ぼすおそれもある。子どもの育
ちの基礎となるのは家族であり、家族
を含めたトータルな支援を行っていく
という視点が重要である。

○支援を受ける場合にも、自宅から何
時間もかかる施設に通うということでは
なく、できるだけ生活の場から近い
ところで支援を受けられることが望ま
しく、できるだけ子ども・家族にとつ
て身近な地域で支援をしていくという
視点が重要である。

以上のことは、今まで連絡会などで、
私たち支援者が経験を踏まえて、何度
も確認して要望を出してきたことです。
今後、自立支援法の見直しの中、川
崎市も、児童期支援の重要性を認識し
ていただき支援の再構築をお願いした
と思います。障害のある子どもたち
の健全な育成が最優先される施策をご
検討ください。

〈具体的には〉

①ファミリーサポートを子どもたちや
家族のニーズに合わせたものにして下
さい。

現在、川崎市の幼児が特別な要件な
く利用できる支援は、児童デイサービ
スや障害児者一時預かりなど、通所型

の支援しかありません。もちろん、そ
れも大切ですが、家庭の中で、食事の
介助や入浴など、実際に支援をするこ
とで、母子関係を安定させ、子育てに
自信を持つことができるような支援が
求められていると思います。

今までのファミリーサポートの手直
しではなく、子どもたちや家族のニー
ズに合ったファミリーサポートを作っ
て下さい。

②相談支援について

今回の自立支援法の見直しでは、児
童期の相談支援の充実をうたっていま
す。児童期の支援をしている事業所が、
相談支援にもかかわれるようにして下
さい。その場合、相談支援の人的配置
ができるような保障をお願いします。
③児童期の支援を強化拡充して下さ
い。

今後の法改正にあたっては、川崎市
の児童期の実情を把握していただき、
今までの支援が充実できるような方向
での施策をお願いします。

幼児さんも、ヘルパーやあんしんサ
ポートが家庭で受けられるようにして
下さい。本人や家族の状況を踏まえた、
家族の安心につながる支援となるよう
お願いします。